

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第239号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

別表第1京都市紫野障害者授産所の項中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同表京都市飛鳥井学園の項中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同表京都市桂川障害者デイサービスセンターの項の次に次の2項を加える。

京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンター	生活介護
京都市洛西ふれあいの里授産園	生活介護

別表第2京都市桂川療護園の項の次に次の2項を加える。

京都市洛西ふれあいの里療護園	(1) 生活介護 (2) 短期入所
京都市洛西ふれあいの里更生園	(1) 生活介護 (2) 短期入所

別表第3京都市桂川障害者デイサービスセンターの項の次に次の2項を加える。

京都市洛西ふれあいの里 デイサービスセンター	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日、土曜日、休日並び に年始及び年末
京都市洛西ふれあいの里 授産園	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日、土曜日、休日並び に年始及び年末

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市洛西ふれあいの里条例施行規則は、廃止する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)